

集団交渉を力に要求実現へ！

建交労大阪府本部

2012年春闘は、春闘相場に影響を与える連合大手組が、賃上げ要求を見送るなど労使一体化による管理春闘をすすめている中、中小企業での要求闘争は困難な状況となっており、建交労大阪府本部の交渉単位の大半が中小企業での個別交渉となっていることから、賃上げ回答の半数前後がゼロ回答となっています。その一方、集団的労使関係を構築するセメント・生コン、バラセメント、運輸関連が集団交渉をおこない、建交労春闘の先行グループとして要求闘争を取り組みました。

運輸関連集団交渉では、2月22日の一斉要求提出日に合わせ要求趣旨説明会を実施。第1次回答指定日の3月7日から3回の交渉を持ち、3月21日に解決を図りました。賃金引き上げは、各社からの回答で妥結し、その他制度要求では、育児・介護に関する要求として、改正育児介護休業法の全面施行にともない、短時間勤務制度の適用と制度化について、安全衛生に関する要求で、放射線被曝懸念地域として指定された地域への配送業務を行う場合の具体的対策、自然災害に関する要求事項について、新たな要求事項として協議し、解決を図っています。

現在の未解決職場については、4月からの闘争方針に従って交渉を配置し、4月末までに解決を

図るとともに、集団交渉での解決内容を、個別交渉の職場へとひろげていく活動を強化し、解決をめざします。

何としても生活改善を！

生協労連大阪府連

生協労連では、単組での団体交渉をすすめ、労働者からの生活や現場の労働実態を訴え、解決に向け奮闘しています。



時給 1000 円を！

よどがわ市民生協労組

回答を受けて3月27日に第2回団体交渉を行いました。参加は53人、10人が生活実感、労働実態を訴え再回答を迫りました。

冒頭、理事会側から回答説明も含めて「よどがわの現状と今後」が話されました。「脆弱な財務基盤・収益構造の強化」「資産を取得して家賃軽減」「人材と資産確保」「中期計画策定」「出向含めジョブローテーション」「班・個配伸長部分は委託化を進める」などが語られました。

労働者は、「時給は3年連続期中で改定されている。春闘で決められるように再回答を」「再雇用者にはゼロ回答だ。再回答を」「一日も早く時給1000円に」「専務の回答説明では、パートのことは一切触れられていない。もっといい仕事をとってもこれでは・・・」などを訴えましたが再回答は示されませんでした。労組は継続交渉として4月17日に第3回交渉を配置しています。



「ベアを含め検討」を引き出す!

いずみ市民生協労組

3月29日に第1回交渉を行いました。前半はパート中心に30人が参加、後半は正規中心に50人が参加して交渉を行いました。

冒頭委員長から「春闘での最大の要求はベースアップ・賃金の底上げだ」「同時に震災復興支援、原発ゼロ、消費税増税反対なども取り組んでいる」とあいさつがありました。その後、書記長による回答評価を行った後、現場からの発言を求めました。「(店舗パート)2020年までの計画は良いこ



とだが、そこで働く正規・パート・再雇用者など私たちの日頃の仕事があつてこそこの計画。ベースアップを」正規では執行部8名の発言に加え、入協5年以内くらいの若い職員を中心に発言し、この先10年、

20年働いて家庭を持って、子育てするには不安があるという発言を続けました。それに対して理事会は「このままのベースでは生活が厳しいのは分かる。安すぎる賃金でいいとは思っていない」「一方で組合員のくらしも見ておかななくてはいけない」として、ベアを含めて検討することを約束し一旦交渉を打ち切りました。

再び国を断罪!泉南アスベスト 国賠訴訟2陣判決 勝訴!!

3月28日、大阪地裁で、泉南アスベスト(石綿)第2陣訴訟の判決がありました。紡織工場の元従業員ら55人が、「国の対策遅れで石綿肺などに罹患した」として国に総額約11億3200万円の国家賠償を求め、国の責任を認定し、原告のうち50人に計約1億8000万円を支払うよう命じた判決がありました。

2008年8月までに提訴した第1陣訴訟(3

4人)は、1審・大阪地裁が10年5月、国の責任を認めて26人に計約4億3500万円を賠償するよう命じましたが、昨年8月の大阪高裁判決は産業発展のため健康被害があっても仕方がないと原告側の逆転敗訴したなかでの第2陣判決で、高裁判決をくつがえした貴重な判決です。



判決で小野裁判長は、国が石綿の危険性を認識した時期について、石綿被害に関する国の委託研究結果がまとまった後の1959年だったと指摘。翌60年に石綿肺などの予防を目的とした旧じん肺法が制定された時点で、石綿粉じんによる健康被害を防ぐ排気装置の設置を義務付けなかったことを違法と判断したものです。判決前、支援者が若松公園で300人以上が激励に駆けつけ、勝利判決後の大阪弁護士会館の報告集会は、勝利を確信した集会になりました。

～市地区協事務局ニュースより～

2012 国民春闘学習会 Part II

テーマ
国民生活を
破壊する



野田政権の悪政とたたかう

日時 4月6日(金) 18:30～

場所 大阪府社会福祉会館

地下鉄 谷町六丁目 下車

講師 二宮厚美 神戸大教授